

法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令  
の一部を改正する政令要綱

一 法人税法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 非営利型法人の要件のうち残余財産の帰属先に関する要件について、その帰属先の範囲にその残余財産が公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託財産とされる場合における当該公益信託の受託者を加えることとする。（法人税法施行令第3条関係）
- 2 共同で事業を行うための合併及び分割型分割に係る適格要件のうち事業規模比5倍以内要件及び特定役員引継要件について、当該合併に係る被合併法人及び合併法人又は当該分割型分割に係る分割法人及び分割承継法人が法人税法別表第二又は別表第三に掲げる法人のうち、その組合員である事業者又は消費者の相互扶助を目的とする組合その他これに類する団体として一定のものである場合には、当該適格要件から除外することとする。（法人税法施行令第4条の3関係）
- 3 公益法人等の収益事業の範囲について、収益事業から除外されている民間都市開発推進機構が行う不動産販売業及び不動産貸付業の範囲を見直すこととする。（法人税法施行令第5条関係）
- 4 通算法人が分割型分割により通算子法人の株式等の移転をした場合又は適格株式分配に該当しない株式分配により通算子法人の株式等をその株主に交付をした場合の減少する資本金等の額及び配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、当該分割型分割又は株式分配の直前のその通算子法人の株式等の帳簿価額を前期期末時において当該通算子法人の有する資産及び負債の帳簿価額等を基礎として計算した当該通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額とする等の見直しを行うこととする。（法人税法施行令第8条、第23条関係）
- 5 減価償却制度について、次の見直しを行うこととする。
  - (1) リース資産（当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年4月1日以後に締結されたものに限る。）の減価償却について、リース期間定額法の計算の基礎となる取得価額から残価保証額を控除しないこととし、1円まで償却できることとする。（法人税法施行令第48条の2、第61条関係）

(注) リース資産のうち当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日以前に締結されたもの(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。)の減価償却について、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において、取得価額から既にした償却の額等を控除した金額を以後のリース期間で均等償却する方法を選定することができる経過措置を講ずる。(附則第7条関係)

(2) 所有権移転外リース取引について、目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利に係る要件を、目的資産を買い取る権利が行使されることが確実であると見込まれるものであることとする。(法人税法施行令第48条の2関係)

6 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金を加えることとする。(法人税法施行令第79条関係)

7 特定受益証券発行信託の受益権に係る元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合のその受益権の1単位当たり帳簿価額の算定の方法及び譲渡原価の計算等について定めることとする。(法人税法施行令第119条の3、第119条の4、第119条の9の2関係)

(注) 上記の改正は、令和8年4月1日以後に行われる払戻しについて適用する。  
(附則第9条、第10条関係)

8 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等について、対価の交付が省略されたと認められる非適格合併等に際して資産評定を行っていない場合で資産超過であるとき等の調整勘定の算定方法の見直しを行うこととする。(法人税法施行令第123条の10関係)

9 リース資産につきその賃借人が賃借するために支出した費用として損金経理をした金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるものとする。(法人税法施行令第131条の2関係)

10 累積所得金額から控除する金額等の計算における普通法人に該当することとなった公益社団法人等がした公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る契約による資産の贈与により生じた損失の額を損金不算入とする措置等について、その対象となる損失の額の範囲に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託財産とする契約による資産の譲渡により生じた損失の額を加えることとする。(法人税法施行令

第131条の5 関係)

11 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととする。

(1) 税引後当期純損益金額の計算において、取引に係る金額につき独立企業間価格で行われたものとみなす措置について、その対象となる取引の範囲に構成会社等が共同支配会社等との間で行った取引等を加える。(法人税法施行令第155条の16 関係)

(2) 個別計算所得等の金額の計算において、恒久的施設等を有する構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額から減算する金額は、当該恒久的施設等の特例適用前個別計算所得等の金額が零を下回る場合のその下回る部分の金額のうち当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により当該構成会社等の所得(その源泉が当該所在地国にあるものに限る。)の金額から減算される一定の金額とする。(法人税法施行令第155条の30 関係)

(3) 被配分当期対象租税額について、その対象となる金額の範囲に導管会社等に該当する構成会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する他の構成会社等の一定の配分可能当期対象租税額を加える。(法人税法施行令第155条の35 関係)

12 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税について、次のとおり定めることとする。(法人税法施行令第155条の59、第155条の60、第207条関係)

(1) 国際最低課税残余额

国際最低課税残余额の計算における特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに内国法人の従業員等の数の占める割合及び特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額のうちに内国法人の有形資産の額の占める割合の計算等の細目を定める。

(2) 適用免除基準

国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準について、その対象となる対象会計年度の細目を定める。

(3) その他

その他所要の措置を講ずる。

13 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について、次のとおり定めることとする。

(1) 国内調整後対象租税額

国内調整後対象租税額について、一定の被配分当期対象租税額をないものとして計算した場合における調整後対象租税額とする等、その計算の細目を定める。(法人税法施行令第 155 条の 61、第 155 条の 70 関係)

(2) 当期グループ国内最低課税額に係る内国法人に帰せられる割合

当期グループ国内最低課税額に係る内国法人に帰せられる割合について、国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る部分の金額に基づき計算した割合とする等、その計算の細目を定める。(法人税法施行令第 155 条の 62、第 155 条の 71 関係)

(3) 繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額

繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額について、過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る部分の金額とする等、繰越控除の対象となる国内グループ調整後対象租税額の細目を定める。(法人税法施行令第 155 条の 63、第 155 条の 72 関係)

(4) 再計算グループ国内最低課税額

再計算グループ国内最低課税額について、過去対象会計年度に係る再計算当期グループ国内最低課税額から当該過去対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額を控除した残額とする等、再計算グループ国内最低課税額の細目を定める。(法人税法施行令第 155 条の 64、第 155 条の 65、第 155 条の 73 関係)

(5) 過去帰属割合

過去帰属割合について、再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る部分の金額に基づき計算した割合とする等、その計算の細目を定める。(法人税法施行令第 155 条の 66、第 155 条の 74 関係)

(6) 未分配所得国内最低課税額

未分配所得国内最低課税額について、対象各種投資会社等の各対象株主等に係る株主等別未分配額の合計額とする。(法人税法施行令第 155 条の 67、第 155 条の 75 関係)

(7) 国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における内国法人に帰せられる割合

国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における内国法人に帰せられる割合について、国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る部

分の金額に基づき計算した割合とする。(法人税法施行令第155条の68、第155条の76関係)

(8) 各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例

我が国を所在地国とする構成会社等が各種投資会社等に該当する場合の国内実効税率及び国内最低課税額の計算方法を定める。(法人税法施行令第155条の78関係)

(9) 収入金額等に関する適用免除基準

収入金額等に関する適用免除基準について、収入金額の平均額及び利益又は損失の額の平均額の計算等の細目を定めるほか、連結除外構成会社等に関する適用免除基準の適用に係る細目を定める。(法人税法施行令第155条の79、第155条の80関係)

(10) その他

その他所要の措置を講ずる。

14 グループ国内最低課税額報告事項等の細目、その提供義務が免除される場合の細目等を定めることとする。(法人税法施行令第214条関係)

15 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）の一部改正（第2条関係）

返品調整引当金に関する経過措置について、所要の整備を行うこととする。(法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第9条関係)

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)